

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十七号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第八号第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるもの」を「次に掲げる区域」に改め、同号に次のように加える。

ア 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項の災害危険区域

イ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止

区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号

）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域

カ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第二十七条の六で定める事項を勘案して、洪水又は雨水出水（同法第二条第一項の雨水出水をいう。）が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

キ アからカまでに掲げる区域のほか、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるもの

第四条第一項第一号中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削る。

附則に次の一項を加える。

（検討）

- 4 知事は、令和五年度を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例第三条第一項の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十二条第一項ただし書及び第四十三条第一項の許可（以下「開発許可等」という。）の申請について適用し、同日前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。